

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道恵庭市恵み野西六丁目二〇番一
医療法人社団岡田内科小児科医院
清算人 岡田 宏満

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

茨城県古河市諸川二五二三番地三一
医療法人学真会
清算人 鈴木 学

解散公告(第二回)

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき令和八年九月十日付で埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

埼玉県児玉郡美里町大字木部三二三番地一
清算法人美里第二土地改良区
代表清算人 中島 邦宜

解散公告(第二回)

当法人は、総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都板橋区常盤台一丁目一八番五号
税理士法人A.T.パートナーズ
清算人 湯口 雅之

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道余市郡余市町浜中町二〇五番地三
医療法人社団田中内科医院
清算人 田中 敦子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月三十日、診療所のすべてを廃止し、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載(令和八年九月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目二七番一五号
東永ビル一階
医療法人社団さくまこどもクリニック
清算人 佐久間秀哉

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年七月二十四日開催の臨時大会の決議により令和八年九月三十日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

島根県松江市東出雲町掛屋六六七番地一
三菱農機労働組合
清算人 乗本 克己

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

広島県呉市仁方西神町四番一四号
医療法人社団田村内科・小児科
清算人 田村 宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡洞爺湖町入江一七五番地七九、最後の住所北海道伊達市竹原町四九番地一六サニハウスA号室
被相続人 亡 久保田哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道室蘭市東町二丁目二一番一〇号石井第一ビル二階 池田翔一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井口 敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市弥生町一九番、最後の住所北海道函館市弥生町一九番一〇号
被相続人 亡 大山 幸司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道函館市中道二丁目一番二〇号
相続財産清算人 兼平 史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市宮本町二丁目甲二一〇番地、最後の住所東京都品川区西大井六丁目一四番二号
被相続人 亡 加藤 久代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

事務所東京都中央区八重洲二一一一六八重洲KNビル三階宇田川・竹原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町二丁目五〇四番地、最後の住所東京都板橋区高島平七丁目一九番二二二〇三号高島平ローヤルコーポ
被相続人 亡 中村 清治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮本 正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市和霊元町一丁目三番、最後の住所東京都杉並区宮前二丁目一一番一〇号トラスター・デン・杉並宮前
被相続人 亡 小河一保子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

事務所東京都新宿区新宿二一八一新宿セブンビル二〇一加園法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加園 多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区坂下一丁目三〇番地七、最後の住所東京都板橋区大原町六番八号サニール板橋
被相続人 亡 中村 幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都中央区銀座三丁目一〇番七号銀座京屋ビル六階 緑川・北代法律事務所
相続財産清算人 弁護士 緑川 由香

第14期決算公告

令和8年10月29日
札幌市白石区南郷通十八丁目南5番1-1002号

株式会社 i R E S I

代表取締役 末光 栄治

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額 (百万円)	
資産の部	流動資産	14	793
	固定資産	793	
	合 計	808	
	負債・純資産の部	10	493
負債の部	流動負債	303	1
	固定負債	264	264
	合 計	567	264
	純資産の部	38	38
純資産の部	資本金	38	38
	剰余金	38	38
	利益剰余金	38	38
	合計	808	808